

天理市告示第 183 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21号第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、大和都市計画生産緑地地区を変更するため、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

令和8年8月17日

天理市長 並河 健



1. 変更に係る都市計画の種類及び名称

大和都市計画生産緑地地区

2. 変更に係る都市計画を定める土地の区域

天理市東井戸堂町、石上町、櫛本町、別所町の各一部

3. 都市計画の案の縦覧場所

天理市川原城町605番地

天理市建設部都市整備課内

4. 都市計画の案の縦覧期日

令和8年8月17日から令和8年8月31日まで

5. 都市計画の案に対する意見の提出要領

市民及び利害関係人はこの都市計画の案について意見書を提出することができます。意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、連絡先、意見の要旨及びその理由を記載した文書を市長あてで令和8年8月31日までに、天理市建設部都市整備課に必着するように提出してください。